

(特定株式等の評価－類似業種比準方式－)

[Q13] 特定株式等を類似業種比準方式により評価する場合には、どのように計算するのですか。

[A]

特定非常災害に係る特例の適用を受ける特定株式等の価額は、課税時期の時価によらず、「特定非常災害の発生直後の価額（特定非常災害発生後を基準とした価額）」によることができます。

類似業種比準方式により評価する特定株式等の「特定非常災害の発生直後の価額（特定非常災害発生後を基準とした価額）」については、評価通達 183((評価会社の 1 株当たりの配当金額等の計算))に定める評価対象法人の「1 株当たりの配当金額」、「1 株当たりの利益金額」及び「1 株当たりの純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）」を次に掲げるところにより計算した金額によって評価した 1 株当たりの特定株式等の価額にその特定株式等の数を乗じて計算します。

① 「1 株当たりの配当金額」は、次の②により計算した「1 株当たりの利益金額」に次に掲げる割合（直前期末以前 2 年間の平均配当率）を乗じて計算した金額

評価通達 183(1)に定めるところにより計算した直前期末以前 2 年間の評価対象法人の剰余金の配当金額の合計額

評価通達 183(2)に定めるところにより計算した直前期末以前 2 年間の評価対象法人の法人税の課税所得金額を基として計算した利益金額の合計額

② 「1 株当たりの利益金額」は、評価通達 183(2)に定めるところにより計算した「1 株当たりの利益金額」と特定非常災害の発生直後の状況に基づいて合理的に見積もった特定非常災害発生日の属する事業年度の末日以前 1 年間（以下「被災事業年度」といいます。）における所得金額を基として計算した利益金額の見積額（以下「見積利益金額」といいます。）を直前期末における発行済株式数（1 株当たりの資本金等の額が 50 円以外の金額である場合には、直前期末における資本金等の額を 50 円で除して計算した数によります。）で除して計算した金額との合計額（その金額が負数のときは 0 とします。）の 2 分の 1 に相当する金額

③ 「1 株当たりの純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）」は、評価通達 183(3)に定める「1 株当たりの純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）」。

ただし、見積利益金額が欠損となる場合には、直前期末における資本金等の額及び利益積立金額の合計額からその見積利益金額（欠損額の絶対値）を控除することによる調整を行うことができます。

(注) 1 株当たりの資本金等の額等の計算は、特定非常災害の発生直後の状況により行うのではなく、課税時期の現況により行います。

【関係法令等】

措置法第 69 条の 6、第 69 条の 7

措置法施行令第40条の2の3第3項第2号

措置法通達69の6・69の7共-4

評価通達183

(参考)【類似業種比準価額の評価方式】

【評価通達の評価方法】

類似業種 平均株価 A	配当 利益 簿価純資産 $\left(\frac{\text{㊸}}{B} + \frac{\text{㊹}}{C} + \frac{\text{㊺}}{D} \right) \times \frac{1}{3}$	しんしゃく割合 × 0.7
$\left(\begin{array}{l} \text{㊸、㊹及び㊺は評価対象法人の1株当たりの金額} \\ \text{B、C及びDは類似業種の1株当たりの金額} \end{array} \right) \left(\begin{array}{l} \text{中会社 0.6} \\ \text{小会社 0.5} \end{array} \right)$		

【評価通達の評価方法と特定非常災害の発生直後の価額（特定非常災害発生後を基準とした価額）の評価方法の比較】

配当金額	評価通達	$\frac{\text{直前期末以前2年間の配当金額}}{2}$	$\left(\frac{\text{直前期末以前1年間の利益金額(又は2年間の平均利益金額)} + \text{被災事業年度の見積利益金額}}{2} \right) \times \text{直前期末以前2年間の平均配当率}$
	↓ 特定非常災害の発生直後の価額		
利益金額	評価通達	直前期末以前1年間の利益金額（又は2年間の平均利益金額）	$\left(\frac{\text{直前期末以前1年間の利益金額(又は2年間の平均利益金額)} + \text{被災事業年度の見積利益金額}}{2} \right)$
	↓ 特定非常災害の発生直後の価額		
簿価純資産価額	評価通達	直前期末現在の資本金等額 + 直前期末現在の利益積立金額	直前期末現在の資本金等額 + 直前期末現在の利益積立金額 - 見積利益金額の絶対値（注） （注）見積利益金額が欠損となる場合のみ
	↓ 特定非常災害の発生直後の価額		

直前期末以前2年間の剰余金の配当金額の合計額
直前期末以前2年間の利益金額の合計額